

## 第150号 答 申

### 第1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成23年 7月 8日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、平成20年度に名古屋市が工事を発注している国道 155号の守山区上志段味白鳥地区の大矢橋改築工事（以下「本件工事」という。）に関する下記の文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
  - (1) 国道 155号に接する大矢川は氾濫し民間施設の法面を破壊し、市の施工で仮設に鉄製土留を打ち込んだ過去の水害があって被害を近隣へ及ぼした。当然、必要な環境アセスの図書及び検討経緯と結果
  - (2) 本・仮設橋設計及び仮設工事に必要な本設大矢橋の詳細図書一式
  - (3) 本設大矢橋に連続する道路のフォーメーションのNo. 37 からNo. 43 までの縦・横断面詳細図書一式及び既設施設との取り合い詳細図書
  - (4) 国道 155号の本設及び仮設橋に関わり既に終了している準備工事の工事契約図書並びに完了図書一式
- 2 同年10月24日、実施機関は、本件公開請求に対して、下記(1) の行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、本件行政文書のうち下記(2) の文書には第三者である異議申立人に関する情報が記載されていたことから、異議申立人にその旨を通知するとともに、異議申立人に関する文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。
  - (1) 特定した行政文書
    - ア 国道 155号大矢橋改築工事契約書
    - イ 国道 155号大矢橋改築工事変更契約書
    - ウ 国道 155号大矢橋改築工事第 2回変更契約書
    - エ 平成14年度国道 155号橋梁（下部工）詳細設計業務委託報告書（以下「本件報告書①」という。）
    - オ 平成14年度国道 155号橋梁（下部工）詳細設計業務委託数量計算書
    - カ 平成18年度国道 155号橋梁詳細設計業務委託 設計図
    - キ 平成18年度国道 155号橋梁詳細設計業務委託報告書（以下「本件報告書②」という。）
    - ク 国道 155号大矢橋改築工事（平成20年度から平成21年度まで）のうち施工計

画書、変更施工計画書、第 2回変更施工計画書、施工体制台帳、工事記録簿、関係省庁提出書類写し、工事施行記録写真帳、工事施行記録写真帳（検査対象）、使用材料承諾願、品質管理結果表、実施工程表、出来形管理表・出来形管理図及び出来形数量表積算資料（変更）

(2) 異議申立人に関する文書

ア 本件報告書①

イ 本件報告書②

3 同年11月 7日、異議申立人は、実施機関に対し、異議申立人に関する文書のうち、次の情報について、公開に反対する旨の意見書を提出した。

(1) 本件報告書①のうち異議申立人が提供した都市計画道路横断図、東谷線縦断図、東谷線・白鳥線交差点計画図及び大矢川沿平面図（以下これらを「本件図面」という。）

(2) 本件報告書②、国道 155号大矢橋改築工事（平成20年度から平成21年度まで）の施工計画書及び変更施工計画書（以下「本件計画書」という。）のうち異議申立人が提供した地質柱状図（以下「本件地質柱状図」という。）

(3) 本件報告書①のうち異議申立人及び当時の財団法人名古屋都市整備公社（現在の公益財団法人名古屋まちづくり公社。以下「本件公社」という。）と市との協議に関する情報（以下「本件協議情報」という。）

4 実施機関は、同年12月28日、本件公開請求に対して、本件行政文書を特定し、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知するとともに、同日、本件処分を行ったこと、本件行政文書に記載されている異議申立人に関する情報のうち、個人情報及び契約情報以外については公にすることにより異議申立人に明らかに不利益を与えるとは認められないこと並びに平成24年 1月20日に公開を実施することを異議申立人に通知した。

(1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当

本件行政文書に記載されている個人の職氏名、住所、電話番号、顔写真、印影、車両ナンバー等の情報は、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるため。

(2) 条例第 7条第 1項第 2号に該当

本件行政文書には、法人が所有する創意工夫情報、法人の取引先に関する情報、法人の印影情報等が含まれており、これらの情報が公になった場合、当該法人が経済的不利益を被ることが考えられ、健全な事業活動に支障を及ぼすと認められ

るため。

- 5 同年 1月19日、異議申立人は、実施機関に対し、本件処分のうち本件図面、本件地質柱状図（以下これらを「本件図面等」という。）及び本件協議情報を公開とした部分を不服として、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行うとともに、本件処分の執行停止の申立てを行った。
- 6 同日、実施機関は、本件処分のうち本件異議申立てに係る部分について、執行停止の決定を行い、その旨を異議申立人及び公開請求者に通知した。

### 第3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分に係る行政文書のうち本件図面等及び本件協議情報を公開とした部分の取消しを求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件図面等及び本件協議情報は、異議申立人がコンサルタント業務を委託している本件公社との打合せにおいて、名古屋市職員個人の段階で本件公社と協議した際に、参考資料として提出したものであり、行政文書に該当しない。
- (2) 異議申立人が市に提供した情報は、異議申立人が独自に作成した組合事業に関する情報であり、また、当該文書に関連する訴訟が係争中である。仮に公開された場合、その情報が訴訟に利用されることが予想され、組合事業に多大な支障を及ぼす危険性が極めて高い。
- (3) 本件図面等及び本件協議情報には、本来市が作成すべき情報も含まれており、それに代わる形で実施機関が異議申立人から任意で提供を受けた情報について、条例第7条第1項第2号該当性について第三者の意見を考慮せずに判断することは、第三者保護に関する手続を定めた条例第14条の趣旨に反する。
- (4) 本件図面等及び本件協議情報は、異議申立人が独自に調査作成したものであって、一般に公開しないことが通例であり、名古屋市の事業に協力するために名古屋市の内部資料として利用することを前提として、任意に提出したものである。当該情報を、異議申立人の意向に反して公開すれば、信頼関係が崩れ、異議申立人は今後の実施機関への情報提供に慎重にならざるを得ず、行政及び異議申立人の事業の運営の支障になることは明らかである。

#### 第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件行政文書は、条例第2条第2項の実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書に該当する。
- 2 異議申立人は、「第三者が実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報」であると主張しているが、本件図面等及び本件協議情報を取得した際に公にしないとの約束を取り交わした形跡もなく、その条件を確認できない。また、この情報を公開すると、異議申立人の活動に支障が生じるとは言い切れない。
- 3 条例第14条は、意見書を提出した第三者に対して、実施機関が行う公開決定等についての同意権を与えるものではないため、条例第14条の趣旨に反していない。
- 4 公開される情報が裁判に利用され、事業のさらなる混乱を招く可能性については、本市は言及できる立場にない。また、本市が責任を持って解決するという約束もできない。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 争点

以下の2点が争点となっている。

- (1) 本件図面等及び本件協議情報が、行政文書に該当するか否か。
- (2) 本件図面等及び本件協議情報が、条例第7条第1項に該当するか否か。

##### 2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

##### 3 本件報告書①について

本件報告書①は、平成14年度国道155号橋梁（下部工）詳細設計業務委託（以下「本件委託契約」という。）に基づいて、委託先である設計会社から提出された報告書であり、業務の概要、全体計画の概要、橋梁下部工の計画・設計、河川影響部の計画・設計、施工時切り廻し道路の計画・設計、仮設橋の計画・設計、施工計画

及び上部工設計計算書（参考）から成り立っている。本件報告書①には、異議申立人及び本件公社から実施機関に提出された本件協議情報のほか、本件図面等も含まれている。

#### 4 本件報告書②について

本件報告書②は、平成18年度国道 155号橋梁詳細設計業務委託に基づいて、委託先である設計会社から提出された報告書であり、当該報告書の中には、異議申立人及び本件公社から実施機関に交付した本件図面等が含まれている。

#### 5 本件報告書①及び本件報告書②の作成の経緯について

実施機関は、本件報告書①及び本件報告書②の作成にあたり、異議申立人及び異議申立人からコンサルタント業務を請負っている本件公社から本件図面等の資料の提供を受けるとともに、異議申立人及び本件公社との間で現地の状況及び将来計画について協議を行っていた。

そして、異議申立人及び本件公社から取得した本件図面等及び本件協議情報を、実施機関が設計会社に提供し、当該設計会社は、当該資料を基礎にして、本件報告書を作成したことが認められる。

#### 6 争点①について

(1) 異議申立人は、コンサルタント業務を委託している本件公社との打合せにおいて、本件図面等及び本件協議情報を、参考資料として提出したものであって、当該情報を実施機関の職員が取得したとしても、個人的に取得したものであり、行政文書に該当しないと主張している。

したがって、本件図面等及び本件協議情報が、条例第 2条第 2号に規定する行政文書に該当するか否かを判断する。

ア 行政文書とは、条例上、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものと定義されている。

イ 本件図面等及び本件協議情報は、仮に異議申立人が土地区画整理事業のために任意に実施機関に提出したものであったとしても、実施機関の職員は、土地区画整理事業の進行に際して実施する本件工事の調査のために取得しているものであるから、職務上取得されていることは明らかである。

ウ また、本件図面等及び本件協議情報は、本件工事の実施に際して、本件報告書①、本件報告書②及び本件計画書に添付又は記載されているものであるから、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が管理しているものであると認められる。

エ 以上のことから、本件図面等及び本件協議情報は、条例第 2 条第 2 号に規定する行政文書に該当する。

## 7 争点②について

(1) 条例第 7 条第 1 項は、公開請求権と個人又は法人等の第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、非公開とする情報について定めるとともに、実施機関は、公開請求があった場合、非公開情報に該当する情報が記録されている場合を除き、公開しなければならないと定めているので、当審査会は、本件図面等及び本件協議情報が、条例第 7 条第 1 項に該当するか否かを判断する。

(2) 条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性

ア 法人に関する情報については、条例第 7 条第 1 項第 2 号が、法人の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開情報とすることを定めている。

イ 本件図面等及び本件協議情報は、いずれも法人の事業活動上の情報であることは明らかである。

ウ 次に、本件図面等及び本件協議情報を公開すると、異議申立人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

(ア) 本件図面等は、異議申立人が提供した都市計画道路横断図、東谷線縦断図、東谷線・白鳥線交差点計画図、大矢川沿平面図及び本件地質柱状図であり、異議申立人が区画整理事業を実施する上での内部管理に関する情報であると認められる。

(イ) また、本件協議情報は、本件報告書①に記載された実施機関と本件公社を通じた異議申立人との協議の内容であり、異議申立人の内部管理に関する情報であると認められる。

(ウ) この点、異議申立人は、本件図面等及び本件協議情報を公開すると、当該文書が、国道 155 号線に関連する訴訟において証拠資料として提出され、異議申立人の事業進捗に重大な支障を及ぼすと主張している。

(エ) しかしながら、本件図面等及び本件協議情報が、訴訟において証拠として提出されるか否かは不確定であり、仮に訴訟において証拠として提出されたとしても、証拠として採用されるか否かは、裁判所が判断する事項である。

(オ) また、本件図面等及び本件協議情報が訴訟の帰趨にどこまで影響を与えるかも不明である。

(カ) したがって、異議申立人の主張する訴訟への影響は、異議申立人の事業運営に支障を及ぼすかもしれないという抽象的な支障に過ぎず、本件図面等及び本件協議資料の公開により異議申立人の事業運営に支障をきたすとは認められない。

エ なお、異議申立人は、条例第 7条第 1項第 2号該当性について第三者の意見を考慮せずに判断することは、第三者保護に関する手続を定めた条例第14条の趣旨に反すると主張しているが、同条の趣旨は、公開決定等にあたり、実施機関が的確な判断を行うために、必要に応じて、当該第三者に対して意見を聴取することを確認的に定めているものである。

したがって、意見書を提出した第三者に対して、実施機関が行う本件処分に対して同意権を与えるものではなく、異議申立人の主張は認められない。

オ 以上のことから、本件図面等及び本件協議情報は、公開することによって、異議申立人にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報とはいえず、条例第 7条第 1項第 2号に該当するとは認められない。

### (3) 条例第 7条第 1項第 6号該当性

ア 任意提供に関する情報については、条例第 7条第 1項第 6号が、第三者が実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報を、実施機関が一方的に公開すると、情報を提供した個人の権利利益を害したり、法人等の活動に支障が生ずる場合があるため、第三者から任意に提供を受けた情報を公にすることの公益と、情報提供者との信頼関係の調整を図り、さらに当該情報の性質等に照らして、なお非公開とすべきものを定めたものである。

イ 本号に該当するためには、個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であること及び当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものであることの 2つの要件を満たすことが必要である。

ウ まず、本件図面等及び本件協議情報が、異議申立人が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であるか否かを判断する。

(ア) 異議申立人は、本件図面等及び本件協議情報は、異議申立人が独自に調査作成したものであって、一般に公開しないことが通例であり、実施機関の事

業に協力するために実施機関の内部資料として利用することを前提として、任意に提出したものであると主張している。

(イ) 当審査会の調査によると、本件図面等及び本件協議情報は、実施機関が異議申立人に対して提出を求めて収集していることが認められるが、異議申立人から本件図面等及び本件協議情報の提出を受ける際に、公にしないとの条件を付した形跡は確認できなかった。

(ウ) したがって、本件図面等及び本件協議情報は、異議申立人が実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供した情報であるとは認められない。

エ 以上のことから、本件図面等及び本件協議情報は、公にしないとの条件で任意に提供した情報とは認められないため、その条件を付すことが合理的か否かを判断するまでもなく、条例第 7 条第 1 項第 6 号に該当するとは認められない。

(4) また、本件図面等及び本件協議情報は、上記以外の非公開情報を定める条例第 7 条第 1 項第 1 号、第 3 号から第 5 号まで及び第 7 号の規定のいずれにも該当しないと認められる。

(5) 以上のことから、条例第 7 条第 1 項に該当するとは認められない。

8 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

## 第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成24年 1月19日	諮問書の受理
1月25日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
2月27日	実施機関の弁明意見書を受理
2月29日	異議申立人及び参加人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
5月29日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
9月 5日 (第142回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
10月24日	調査審議

(第143回審査会)	異議申立人の意見を聴取
11月 7日 (第144回審査会)	調査審議
12月19日 (第145回審査会)	調査審議
平成25年 2月 6日 (第147回審査会)	調査審議
3月22日	答申